



島根県報

平成19年 2月27日 (火)
第 1,857 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票の一部改正	(青少年家庭課)	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

正 誤

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号中	(森林整備課)	4
---------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第147号

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票(平成13年島根県告示第266号)の一部を次のように改正し、平成19年 2月27日から施行する。

平成19年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

様式の表面中「第62条第 1号」を「第62条第 5号」に改め、同様式の裏面中「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)・(6)」を「(6)・(7)」に改める。

島根県告示第148号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第 2条の規定により告示する。

平成19年 2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
若山 雄次	内科	日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬218 - 18	平成19年 1月30日
村脇 義之	内科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成19年 1月30日

島根県告示第149号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成19年 2月20日から適用する。

平成19年2月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.5パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

島根県告示第150号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	261号	江津市松川町長良168番3地先から同160番2地先まで	前	A	メートル 8.00～ 10.80	メートル 74.00	浜田県土整備事務所 災害復旧工事 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還 仮設道撤去
				B	5.00～ 12.70	79.40	
			後	A	8.00～ 10.80	74.00	
県 道	東出雲馬潟港線	八束郡東出雲町大字出雲郷8番地先から松江市竹矢町1444番地先まで	前	A	6.40～ 13.00	165.50	松江県土整備事務所 道路改良工事 ダブルウェイ
				A	6.40～ 13.00	165.50	
			後	B	8.90～ 20.00	124.00	
"	出雲大東線	簸川郡斐川町大字阿宮820番4地先から同827番1地先まで	前	A	8.00～ 13.00	126.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 河川管理者へ返還
				B	8.00～ 14.00	126.00	
		後	B	8.00～ 14.00	126.00		
"	出雲路自転車道線	出雲市大社町中荒木2272番6地先から同2277番7地先まで	前		4.00～ 4.40	81.00	拡幅 農道整備事業による付替
				後		4.00～ 8.20	

"	日貫川本線	邑智郡邑南町日和910番1地先から同899番1地先まで	前	9.00 ~ 13.00	69.00	県央県土整備事務所	道路改良工事	
			後	9.00 ~ 11.00	69.00		減幅 事業用地と交換	
"	一の瀬折居線	浜田市折居町45番2地先から同町65番1地先まで	前	4.00 ~ 5.00	67.50	浜田県土整備事務所	道路改良工事	
		浜田市折居町45番2地先から同町59番1地先まで	後	4.00 ~ 22.00	47.00		拡幅	
"	益田阿武線	益田市高津二丁目イ1114番1地先から同イ92番地先まで	前	A	7.00 ~ 12.00	88.00	益田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路工事 ダブルウェイ解消 事業用地と交換
				B	18.00 ~ 45.80	170.00		
			後	B	18.00 ~ 45.80	170.00		
"	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖イ2144番3地先から同イ2151番4地先まで	前	A	4.00 ~ 39.00	480.00	益田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害防除工事 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還 迂回路撤去
				B	5.00 ~ 30.00	540.00		
			後	A	4.00 ~ 39.00	480.00		
"	久城インター線	益田市高津町イ1128番45地先から同市久城町150番1地先まで	前	13.50 ~ 73.00	2,520.00	益田県土整備事務所	道路改良工事	
			後	13.50 ~ 100.00	2,520.00		拡幅	
"	石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番6地先から同市飯田町1215番3地先まで	前	A	4.00 ~ 40.00	1,504.00	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ B区間の延伸	
		益田市高津町イ2338番3地先から同市飯田町1657番3地先まで		B	27.00 ~ 105.00	1,300.00		
		益田市飯田町1628番9地先から同町1224番2地先まで		C	20.00 ~ 43.00	400.00		
		益田市高津町イ2338番6地先から同市飯田町1215番3地先まで	後	A	4.00 ~ 40.00	1,504.00		
		益田市高津町イ2338番6地先から同市飯田町1282番地先まで		B	20.00 ~ 105.00	1,875.00		
		益田市飯田町1628番9地先から同町1224番2地先まで		C	20.00 ~ 43.00	400.00		

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷660番4地先から同214番1地先まで	メートル 815.50	平成19年 3月1日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市鹿島町名分615番1地先から同389番1地先まで	241.00	平成19年 3月1日		
"	多胡鼻線	松江市島根町多古1902番1地先から同1668番3地先まで	205.00	平成19年 2月27日		
"	出雲路自転車道線	出雲市大社町中荒木2272番6地先から同2277番7地先まで	81.00	平成19年 2月27日	出雲県土整備事務所	

正 誤

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
14	下から9	4308 - 6	4311 - 6